

新型コロナウイルス感染症対策支援について

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、子育て世帯への支援として実施している子育て世帯への臨時特別給付金（以下「給付金」という。）について、市の独自事業として、現行制度の所得制限（622万円＋（38万円×扶養親族等の数））を廃止し、対象年齢の全ての児童を養育する世帯に等しく支給を行っています。

2 経緯

この給付金は、児童手当の給付制度に沿って所得制限を設けており、世帯の主たる生計維持者の所得のみで判定し、配偶者の所得を合算した世帯の所得で判定しないため、結果的に所得の低い世帯が支給対象とならない不均衡が生じていました。

このような状況に対して国は、各自治体が独自に行う所得制限世帯への給付金の上乘せ支給について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「臨時交付金」という。）を活用することを容認し、所得制限の廃止を事実上認める方針を示しました。

これを受けて本市では全ての子育て世帯を分け隔て無く支援するために、所得制限を廃止し、独自に給付金を支給することとしました。

3 内容

(1) 対象者

	区 分	児童数
①	児童手当特例給付の対象者(対象児童:0歳から中学3年生まで)	31人
②	高校生を養育する者のうち、所得制限の対象者	25人 (見込み)
③	公務員(対象児童:0歳から高校3年生まで)のうち、所得制限対象者	13人 (見込み)
④	令和3年9月1日から令和4年3月31日までに出生した児童の父又は母のうち、所得制限対象者	1人 (見込み)

(2) 給付額

児童1人当たり一律10万円

(3) 進捗状況

1月19日に個別通知及びホームページへの掲載により周知し、1月27日から支給を開始しました。現在も、申請を受け付けながら支給しています。3月7日の支給日までに、対象児童62人分（内訳：上記3(1)の表の①31人、②11人、③19人、④1人）を支給済みです。

4 今後の予定

申請を受け付けるとともに、令和4年3月31日の申請期限までに申請漏れが生じないように、個別通知、ホームページ等により周知に努めます。